

情報公開制度について

◎ 現状（これまでの取り組み）

○情報公開条例の制定

平成4年3月30日公布、平成5年1月20日施行

全面改正：平成13年3月23日公布、平成14年4月1日施行

- ・目的 県政に関する情報を何人も入手できる仕組みを作ることにより、県民参加による公正で開かれた県政を一層推進する

○条例制定からの具体的な取り組み例

- ・請求権者の拡大
「県内在住者等」の要件を撤廃し、だれでも請求可とする
- ・条例の適用範囲である実施機関の拡大
県が設立した地方独立行政法人や「地方三公社」等を追加
- ・対象公文書の拡大
「電磁的記録」（磁気テープ、磁気ディスク等）を追加
- ・出資団体の情報公開
県内に主たる事務所を置く出資団体（県の出資比率が4分の1未満の株式会社及び地方独立法人を除く）の経営状況等を公表
- ・写しの交付手数料の順次引き下げ（現行 1枚10円）
- ・指定管理者は、公の施設の管理に係る文書等の情報公開に努めることとする規程を追加
- ・インターネットによる開示請求ができるようにした

○条例に基づく情報公開制度の運用状況

平成21年度 開示請求588件（内全部開示263件）

○県政情報の提供等の推進に関する要綱の制定

（平成11年4月1日施行）

- ・制定趣旨 県民が、県が保有する主要な県政情報を、情報公開条例に基づく開示請求によることなく、容易に得られるよう、県民に広く公表、提供するための基準や手続きなどを定め、開かれた県政を一層推進しようとするもの
- ・公表場所 県民情報センター及び本庁担当課
- ・県民情報センターにおける配架行政資料数 3,930冊
（平成21年度末現在）